

議案第 26 号

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和2年2月26日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例（平成17年伊賀市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表1成和西放課後児童クラブの項位置の欄中「748番地」を「751番地の1」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。